

平成29年度 保育施設利用のてびき

受付場所

○各区役所支援課または第1希望認可保育園・認定こども園・小規模保育事業所

※郵送による申込みや、支所・市民の窓口での受付は行っておりません。

※さいたま市以外の保育施設を希望される方は、希望保育施設の市区町村に申込み締切日等を確認の上、各市区町村の締切日前にお住まいの区役所支援課へご相談ください。

※平成29年4月以降開設の小規模保育事業所・事業所内保育事業所を第1希望とされる方は、施設を管轄する区役所の支援課でお申込みください。

締切

○利用希望月の前月の10日まで（閉庁日の場合は翌開庁日）

利用調整（選考）結果

○利用希望月の前月下旬ごろ、郵送で通知します。

※通知発送は申込み初回のみとなり、それ以降は利用が内定した場合に発送します。

目 次

○申込み・利用手続きの流れ	1
○保育施設とは	2
○支給認定	2
■利用の事由と利用期間	3
■保育の必要量（1日の保育施設の利用可能時間）	4
■保育施設利用時間と時間外保育利用料	4
○利用申込みについて	5
■申込みに必要な書類	5
■兄弟姉妹同時申込時の意向について	7
■面接の実施	7
■児童の発達に心配がある場合	7
■食物アレルギー対応について	7
■ならし保育	7
■申込み内容の変更	8
※記入例	9
○利用調整（選考）	11
■利用調整（選考）の方法について	11
○利用調整（選考）結果	11
■利用調整（選考）結果について	11
■内定について	11
■内定のご案内ができなかった場合について	11
■内定の辞退について	11
○利用者負担額について	12
■利用者負担額の算定方法について	12
■利用者負担額の軽減について	13
■利用者負担額の納付について	15
■利用者負担額の切り替え時期について	15
■時間外保育利用料について	15
○平成29年11月開園予定の保育園のお知らせ	16
○さいたま市保育施設一覧	17
○保育施設の案内	25
○ナーサリールーム・家庭保育室等一覧	74
○そのほかの保育制度のご案内	76